

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称	平成 25 年度 政策経営会議（第 13 回）	
事務局(担当課)	政策経営部企画課	
開催日時	平成 25 年 10 月 31 日（木） 午後 3 時 00 分～4 時 00 分	
開催場所	区長応接室	
議題	1. 平成 25 年度豊島区補正予算（案）について 2. スキップ千早の開設について 3. 応急仮設住宅の供与期間の延長と代替応急仮設住宅の手配について 4. 中高層集合住宅建築物の建築に関する条例の改正について	
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について審議等を行うため。
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	区長・副区長・教育長・政策経営部長・総務部長・施設管理部長・ 企画課長・財政課長・行政経営課長・区長室長
	説明者	財政課長・財政担当係長・子ども家庭部長・子ども課長・学校施設課長・ 施設課長・建築住宅担当部長・住宅課長・建築課長
	事務局	企画課企画担当係長

審議経過

案件 1 : 平成 25 年度豊島区補正予算 (案) について

(1) 案件の説明

一般会計補正予算 (第 5 号) 52,979 千円、債務負担行為の補正、新規 2 件・変更 1 件、繰越明許費の新規 1 件を第 4 回定例会に提案したい。

(2) 主な意見と質疑

区 長 : 南池袋斎場の大規模改修の改修内容はどうなっているか。

説明者 : トイレの全面改修、ホール部分の天井、壁、一部空調、外壁の改修である。すでに改修している空調は今回該当しない。

区 長 : 2 室とも改修を行うのか。

説明者 : 利用者から同じ仕様にしてほしいという要望がある。

区 長 : 工事期間はいつか。

説明者 : 4 月から 6 月までである。その時期は利用が少ない時期であると聞いている。

区 長 : 東西連絡通路の南デッキ整備に向けた調査委託は計画だけで終わらないように進めてもらいたい。

(3) 結論

平成 25 年度 豊島区補正予算 (案) を第四回定例会に提案する。

案件 2 : スキップ千早の開設について

(1) 案件の説明

現在、千早児童館で行っている放課後対策事業について、教育委員会並びに千早小学校と協議を重ね、平成 27 年度より校舎内型での開設が可能との結論を得た。校舎内の施設改修は夏季休業中を中心に施工する必要がある、今年度中に設計を済ませ、来年度施設改修工事を行いたい。

(2) 主な意見と質疑

説明者 : 千早小学校は平成 27 年度に校庭の大改修工事の予定が入っており、来年工事を行わないと 2 年間先送りになってしまうので、スケジュールは厳しいが何とか進めていきたい。

副区長 : 教育委員会の考え方はどうなっているのか。

教育長 : ここが校舎内型で完成すれば、子どもスキップがすべてできることになる。安全対策も一元的に行えるし、趣旨を十分に学校に説明し納得済である。

(3) 結論

千早小学校に校舎内型で子どもスキップ千早を平成 27 年 4 月に開設するため、本年度施設改修の設計を実施し、来年度改修工事を行う。

案件 3 : 応急仮設住宅の供与期間の延長と代替応急仮設住宅の手配について

(1) 案件の説明

これまで、区が提供する応急仮設住宅については、すべての世帯で入居日から 3 年間としているが、被災県の意向や都などの延長措置にあわせて、供与期間を延長したい。

また、今回の延長措置により、応急仮設住宅の供与期間が区民住宅の返還期日後となる事例が発生するため、引き続き、応急仮設住宅の供与を希望する被災者で、当該事例の該当者及び今後、同様の事象が発生した場合には、別途、代替応急仮設住宅の手配を行いたい。

(2) 主な意見と質疑

副区長：代替応急仮設住宅の利用先の候補として区内に 3 物件ということだが、場所はどこか。

説明者：目白、東池袋、上池袋である。

副区長：家賃はいくらくらいか。

説明者：目白の物件では、56～63 ㎡で 17 万から 20 万円である。ただし、転居費用は本人負担になる。

(3) 結論

区が提供する応急仮設住宅については、被災県の意向や都などの延長措置にあわせて、供与期間を延長する。

また、延長措置により、応急仮設住宅の供与期間が区民住宅の返還期日後となる場合には、別途、代替応急仮設住宅の手配を行う。

案件 4 : 中高層集合住宅建築物の建築に関する条例の改正について

(1) 案件の説明

中高層集合住宅建築物の建築に関する条例について、平成 26 年 10 月 1 日より中高層集合住宅建築物の住戸の専有面積を現行の 20 ㎡から 25 ㎡に引き上げる改正を行いたい。

(2) 主な意見と質疑

説明者：平成 18 年 9 月に、住宅建設五箇年計画に代わり、住生活基本計画（全国計画）が策定され、一人世帯の最低居住面積水準が、18 ㎡から 25 ㎡に引き上げられた。本区住宅マスタープランにおいても、国の基準を踏まえたものになっており、良好な集合住宅の供給誘導を図る観点から。集合住宅条例で規定する最低限の住戸面積の見直しを行う必要が生じたためである。

(3) 結論

中高層集合住宅建築物の建築に関する条例について、平成 26 年 10 月 1 日より中高層集合住宅建築物の住戸の専有面積を現行の 20 ㎡から 25 ㎡に引き上げる改正を行う。

会議の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 25 年度豊島区補正予算（案）について ⇒決定 2. スキップ千早の開設について ⇒決定 3. 応急仮設住宅の供与期間の延長と代替応急仮設住宅の手配について ⇒決定 4. 中高層集合住宅建築物の建築に関する条例の改正について ⇒決定
-------	---

提出された資料等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 25 年度豊島区補正予算（案） 平成 25 年度豊島区補正予算（案）説明用資料 2. 子どもスキップ千早の開設準備について 3. 応急仮設住宅の供与期間の延長と代替応急仮設住宅の手配について 4. 豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例の一部を改正する条例案
----------	---